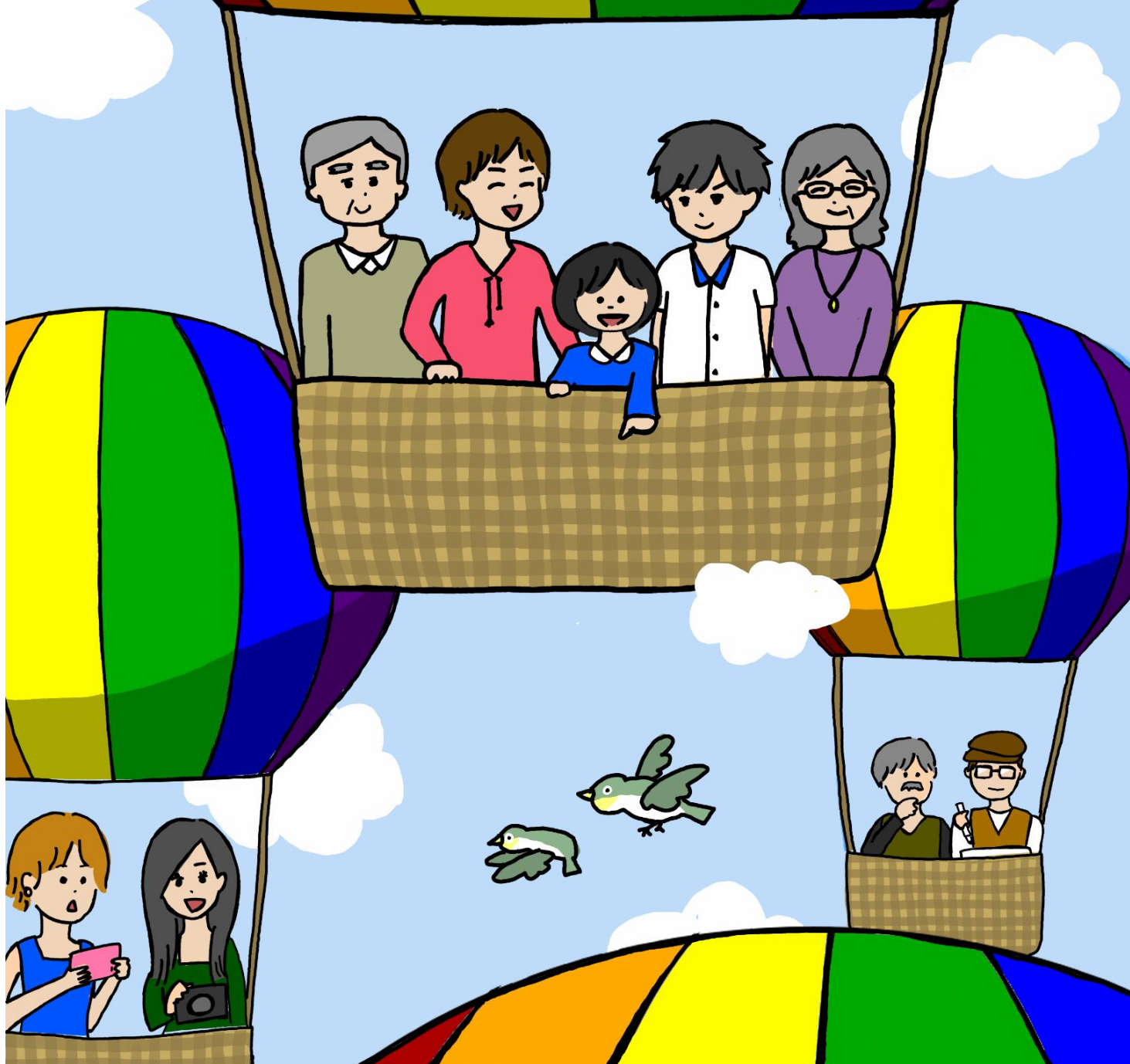


瀬戸内市 パートナーシップ・ ファミリーシップ 宣誓制度利用の手引き



0

目次

1. 趣旨
2. 瀬戸内市パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓制度
3. 宣誓をすることができる人
4. 宣誓の流れ
5. 宣誓に必要なもの
6. 交付する書類等
7. 受領証明書等の再交付、変更、返還等
8. 他の自治体との相互利用
9. 瀬戸内市で受けられる行政サービス
10. よくある質問

1 趣旨

瀬戸内市では、市民一人ひとりがお互いの違いや多様性を認め合い、個性を尊重しあうことができる、みんなの思いやりがあふれる人権尊重のまちづくりを目指しています。

その取り組みの一つとして、市は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入し、社会全体が性的少数者の方への正しい理解を深めるとともに、当事者が抱えている生きづらさを解消し、安心して生活を送ることができる環境づくりを推進しています。

2 瀬戸内市 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

この制度は、一方又は双方が性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力しあうことを約束した関係であること、また、その関係にある2人の一方又は双方の生計が同一の子や親など家族として養育し、又は扶養することを約束した関係であることを市長に対して宣誓し、市長が「パートナーシップ(・ファミリーシップ)宣誓書受領証明書」(以下「受領証明書」という。)及び「パートナーシップ(・ファミリーシップ)宣誓書受領証明カード」(以下「受領証明カード」という。)を交付するものです。

この制度は、相続や財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生するものではありませんが、大切なパートナーや家族と共に、ありのままの自分で暮らしていけるよう、市が応援するものです。

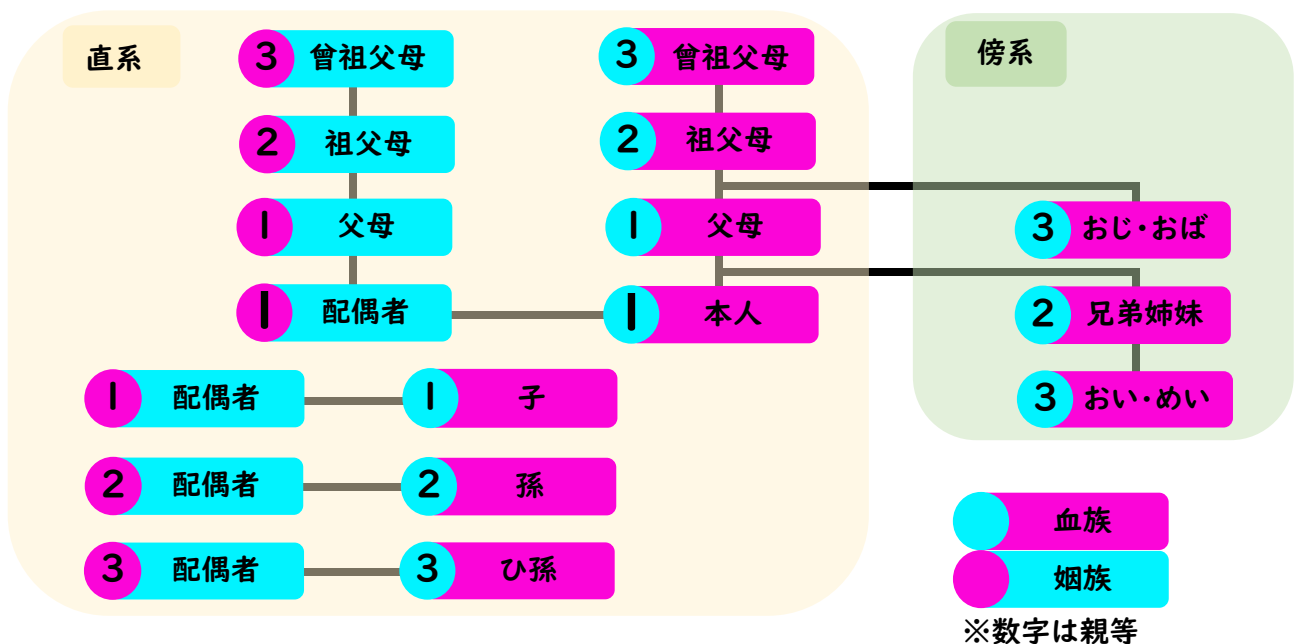
3 宣誓をすることができる人

宣誓をされる方は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ✔ 成年であること
- ✔ 一方又は双方が瀬戸内市民、または、瀬戸内市に転入予定であること
- ✔ 配偶者がいないこと
- ✔ 他の方とパートナーシップにないこと
- ✔ 民法で規定する婚姻できない続柄（近親者等）でないこと
※パートナーシップに基づく養子縁組である場合は除きます
- ✔ ファミリーシップの宣誓をする場合は、生計が同一であること

民法で規定する婚姻できない続柄（近親者等）

※パートナーシップに基づく養子縁組である場合は除く



4

宣誓の流れ

1 宣誓日等の事前予約

- ▶ 宣誓を希望する日の7開庁日前までに事前予約をお願いします。
 - 連絡先 瀬戸内市ダイバーシティ推進室
 - 電話番号 0869-22-3922 ※受付時間（平日8：30～17：15）
 - メールアドレス diversity@city.setouchi.lg.jp

- ▶ 事前予約では次の事をお伝えください。
 - 2人の氏名
 - 宣誓希望日時（第3希望まで）
 - 日中連絡が取れる電話番号

2 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

- ▶ 予約した日時に、パートナーの2人で必要書類（6ページ参照）を持参の上、来庁してください。
 - 瀬戸内市役所 2階 ダイバーシティ推進室 ※瀬戸内市邑久町尾張300-1

- ▶ 宣誓は、職員の立会いの下、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）に自署していただきます。自署が難しい場合は代筆が可能です。

- ▶ ファミリーシップの対象者の来庁は不要です。

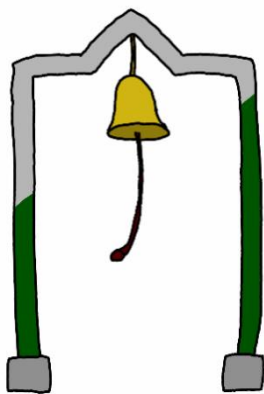
- ▶ ファミリーシップの宣誓では、対象者が15歳以上の方には宣誓書に自署をしていただきます。事前に自署した宣誓書をパートナーの2人がご持参ください。自署が難しい場合は代筆が可能です。来庁が必要です。

4

宣誓の流れ

3 受領証明書及び受領証明カードの交付

- ▶ 宣誓の要件を満たし、提出書類に不備等がなければ、宣誓日から概ね1週間後に郵送で、受領証明書2部、受領証明カード2部交付します。



5

宣誓に必要なもの

1 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ▶ 1人1通の提出をお願いします。※3か月以内に発行されたもの
- ▶ ファミリーシップの宣誓をされる場合は、対象者が記載された住民票の写しを提出してください。
- ▶ 本籍、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
- ▶ パートナーシップの宣誓をする2人のどちらも市内に住所がない場合、一方又は双方の市内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等を提出してください。

2 戸籍全部事項証明書又は独身証明書

- ▶ 1人1通の提出をお願いします。※3か月以内に発行されたもの
- ▶ ファミリーシップの宣誓をされる場合は、対象者が記載された戸籍全部事項証明書の写しを提出してください。
※ 本籍地が瀬戸内市外の場合、戸籍全部事項証明書の取り寄せに時間がかかる場合がありますので、ご注意ください。詳細は、本籍地のある自治体戸籍担当窓口へご確認ください。
- ▶ 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等、独身が証明できる書類に日本語訳を添付して、提出してください。

3 ファミリーシップ対象者と生計が同一であることが分かる書類

- ▶ 健康保険被保険者証等の写し、給与簿・賃金台帳等の写し
源泉徴収票・課税台帳等の写し、預金通帳・振込明細書
現金書類封筒等の写し等
※対象の方により、条件を満たす書類が変わってきますので、ご相談ください。

5

宣誓に必要なもの

4 本人確認ができるもの

▶ 1点の提示でよいもの、2点の提示が必要なものがあります。

1点の提示でよいもの (顔写真があるもの)

- マイナンバーカード
- パスポート (旅券)
- 運転免許証
- 障害者手帳
- 在留カードまたは特別永住証明書
- その他、官公署などが発行した免許証等

2点の提示が必要なもの (顔写真がないもの)

- 健康保険証
- 各種医療受給者証
- 介護保険被保険者証
- 年金手帳、年金証書
- その他、官公署などが発行した免許証等

※ 有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

5 通称名の使用が確認できるもの

▶ 通称名でも宣誓することができます。宣誓の際に戸籍上の氏名ではなく、通称名を使用する場合は日常生活においてその名前を使用していることが客観的に確認できる書類を提示してください。

- 各種郵便物、公共料金の請求書、病院の診察券、各種会員証社員証、学生証等



6

交付する書類等

宣誓をされた2人に、①受領証明書（各1部）、②受領証明カード（各1部）を交付します。

1 受領証明書

■ パートナーシップ宣誓書受領証明書

様式第2号の1（第6条関係）

交付番号 号
年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証明書

【宣誓者】
氏名 _____ 様
通称名 _____ 様
(年 月 日生) _____ 様
(年 月 日生) _____ 様
住所 _____ 住所 _____

宣誓日 年 月 日

瀬戸内市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓書を受領したことを証明します。
瀬戸内市は、多様性を認め合い、個性を尊重し、あうことが出来る、人権尊重のまちを目標としています。
瀬戸内市は、お互いを人生のパートナーとして、ありのままの自分を表現するとともに自分らしい生活を送ることを応援します。

瀬戸内市長 印

■ パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証明書

様式第2号の2（第6条関係）

交付番号 号
年 月 日

パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証明書

【宣誓者】
氏名 _____ 様
通称名 _____ 様
(年 月 日生) _____ 様
(年 月 日生) _____ 様
住所 _____ 住所 _____

【ファミリーシップ対象者】
氏名 _____ 様
(年 月 日生) _____ 様
氏名 _____ 様
(年 月 日生) _____ 様

宣誓日 年 月 日

瀬戸内市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓書を受領したことを証明します。
瀬戸内市は、多様性を認め合い、個性を尊重し、あうことが出来る、人権尊重のまちを目標としています。
瀬戸内市は、お互いを人生のパートナー及びファミリーとして、ありのままの自分を表現するとともに自分らしい生活を送ることを応援します。

瀬戸内市長 印

2 受領証明カード

■ パートナーシップ宣誓書受領証明カード

様式第3号の1（第6条関係）

交付番号 号

パートナーシップ宣誓書受領証明カード

瀬戸内市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定に基づき、宣誓書を受領したことを証明します。

【本人】 _____ 様
(年 月 日生) _____ 様
住所 _____ 住所 _____

年 月 日 瀬戸内市長 印

表面

この受領証明カードは、お互いに人生のパートナーの関係にあり、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、瀬戸内市が宣誓書を受領したことを証明するものです。

※受領証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分に理解くださいますようお願いいたします。
※この制度を利用する方の性の在り方(性自認や性的指向等)やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

裏面

■ パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証明カード

様式第3号の2（第6条関係）

交付番号 号

パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証明カード

瀬戸内市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定に基づき、宣誓書を受領したことを証明します。

【本人】 _____ 様
(年 月 日生) _____ 様
住所 _____ 住所 _____

年 月 日 瀬戸内市長 印

表面

この受領証明カードは、お互いに人生のパートナー・ファミリーの関係にあり、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、瀬戸内市が宣誓書を受領したことを証明するものです。

※受領証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分に理解くださいますようお願いいたします。
※この制度を利用する方の性の在り方(性自認や性的指向等)やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

【ファミリー】 _____ 様
(年 月 日生) _____ 様
【ファミリー】 _____ 様
(年 月 日生) _____ 様

裏面

7

受領証明書等の再交付、変更、返還等

1 受領証明書及び受領証明カードの再交付

- ▶ 受領証明書等を紛失、き損、汚損、その他の事情により再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（様式第4号）に本人確認ができるもの（7ページ参照）を添えて、提出してください。

※ 申請から概ね1週間後に、郵送にて再交付します。

2 宣誓事項の変更

- ▶ 宣誓事項に変更がある場合には、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）に次のものを添えて、提出してください。

【宣誓内容の変更例】

- ファミリーシップの対象者が追加又は削除された場合
- 氏名又は通称名が変更された場合
- 住所を変更した場合
- その他、宣誓書に記載した事項に変更があった場合

【提出するもの】

- 受領証明書、受領証明カード
- 変更内容が確認できるもの
- 本人確認ができるもの
（7ページ参照）

※ 変更後の受領証明書等は、届出から概ね1週間後に、郵送にて交付します。



7

受領証明書等の再交付、変更、返還等

3 受領証明書及び受領証明カードの返還

- ▶ 次のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届（様式第6号）に次のものを添えて、提出してください。

【受領証明書等を返還する必要がある場合】

- パートナーシップ・ファミリーシップを解消したとき
- 宣誓者の一方が死亡したとき
- その他、宣誓の要件を満たさなくなったとき

【提出するもの】

- 本人確認ができるもの（7ページ参照）

4 ファミリーシップ対象者の氏名の削除

- ▶ 15歳以上のファミリーシップ対象者で受領証明書等から自分の氏名を削除したい場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第7号）に次のものを添えて、提出してください。

【提出するもの】

- 本人確認ができるもの（7ページ参照）

※ 変更後の受領証明書等は、申立書を提出した日から概ね1週間後に、宣誓者に郵送にて交付します。



8

他の自治体との相互利用

2人が市外に転出しても、瀬戸内市の受領証明書等が継続的に使用できる場合があります。

- ▶ 瀬戸内市でパートナーシップの宣誓をしている2人がパートナーシップ宣誓制度の自治体間相互利用に関する協定を締結している自治体へ転出する場合、パートナーシップ宣誓情報引継ぎ申出書（様式第8号）に次のものを添えて提出した場合、市が交付している受領証明書等が継続して使用することができる場合があります。

【提出するもの】

- 本人確認ができるもの（7ページ参照）

9

瀬戸内市で受けられる行政サービス

制度・サービス名	サービスの内容	証明書等の提示	担当課
市営住宅の入居	市営住宅の入居申込、同居申請が可能。	必要	建築住宅課
犯罪被害者等支援金の支給	犯罪被害者等支援金の遺族支援金の受け取りが可能。	必要	ダイバーシティ推進室
市民病院での手続き	病状の説明、入院中の面会や治療・手術の同意等が可能。	必要	市民病院
保育園、こども園、幼稚園、小・中学校で行われる各種の行事へ参加等	保育園、こども園、幼稚園、小・中学校で行われる各種行事への参加や、園児・児童・生徒の送迎等が可能。	不要 (提示するとスムーズ)	こども家庭課 総務学務課
軽自動車税の減免	パートナーシップの一方又はその関係者であって、身体障害者等が所有する軽自動車を、所有者等のために生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合の軽自動車税の減免が可能となることがある。	不要 (提示するとスムーズ)	税務課

※ サービスの提供に関することは、担当課にご相談ください。

※ 今後、提供できる行政サービスの拡充に取り組んでまいります。

10

よくある質問

Q1

婚姻制度とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度との違いは何ですか？

A1. 婚姻は、民法に定める法律行為であり、相続や財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。宣誓制度は、上記の権利義務は発生しませんが、ありのままの自分で暮らしていけるよう、市として応援するものです。

Q2

宣誓するのに費用はかかりますか？

A2. 宣誓や受領証明書、受領証明カードの交付には費用はかかりませんが、宣誓等の際に提出していただく必要書類の交付手数料等は、自己負担になります。

Q3

プライバシーは守られますか？

A3. 宣誓等の際はプライバシー保護のため、個室で対応します。また、市職員には守秘義務が課されていますので、ご安心ください。

Q4

性的少数者でない事実婚の2人は宣誓できますか？

A4. この制度は、性的少数者の方を対象とした制度のため、性的少数者でない事実婚の2人は、本制度の対象外になります。

Q5

宣誓をすることができるのは、同性パートナーだけですか？

A5. 一方又は双方が性的少数者の方であれば、戸籍上の性別を問わず宣誓ができます。

Q6

瀬戸内市民でないと宣誓はできませんか？

A6. どちらか1人、又は2人ともが、瀬戸内市に住所を有している又は転入を予定していることが、宣誓の要件の1つになります。

Q7

養子縁組をしている場合は、宣誓できませんか？

A7. その関係が、パートナーシップに基づく養子縁組の場合は、宣誓することができます。

Q8

通称名を使うことができますか？

A8. 通称名を使うことができます。宣誓の際に、日常生活においてその名前を使用していることが客観的に確認できる書類（7ページ参照）を提示してください。

10

よくある質問

Q9

ファミリーシップの対象者は誰ですか？

A9. パートナーシップにある2人の一方又は双方と生計が同一の子や親で、養育又は扶養の関係にあれば対象になります。

Q10

ファミリーシップを宣誓する場合、その対象者も宣誓時に市役所に行く必要がありますか？

A10. 市役所に来ていただくなくても構いません。15歳以上の対象者は、事前に宣誓書へ自署してパートナーの2人をご持参ください。

Q11

土日祝日など、休みの日に宣誓や交付を受けることができますか？

A11. 宣誓等の受付は、年末年始・祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

Q12

受領証明書等はすぐに交付されますか？

A12. 書類等の確認や作成に時間を要するため、受領証明書及び受領証明カードの即日交付はできません。宣誓日から概ね1週間後に郵送でお送りします。

Q13

郵便やEメール、代理人による宣誓はできますか？

A13. できません。宣誓は、職員の面前で本人確認と意思確認をさせていただきますので、必ず2人でお越しください。

Q14

受領証明書等を再交付してもらえますか？

A14. 紛失や破れたり汚れたりした場合、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書の提出により、再交付をすることができます。

Q15

どちらも瀬戸内市に住んでいましたが、一人が市外に引っ越す場合はどうすればいいですか？

A15. お一人が瀬戸内市に住所を有していれば宣誓の要件を満たしていますので、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届を受領証明書等と併せて提出してください。

Q16

どちらも市外に引っ越す場合はどうすればいいですか？

A16. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届を提出するとともに、受領証明書等を返還してください。ただし、市と自治体間相互利用の協定を締結している自治体へ転出する場合は、パートナーシップ宣誓情報引継ぎ申出書を提出することにより、受領証明書等をそのまま使える場合があります。

10

よくある質問

Q17

宣誓すると、戸籍や住民票に記載されますか？

A17. このパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市独自の制度のため、宣誓をしても、国の法律に基づいた制度である戸籍や住民票の記載事項に変更はありません。

Q18

パートナーシップ・ファミリーシップを解消したい場合はどうすればいいですか？

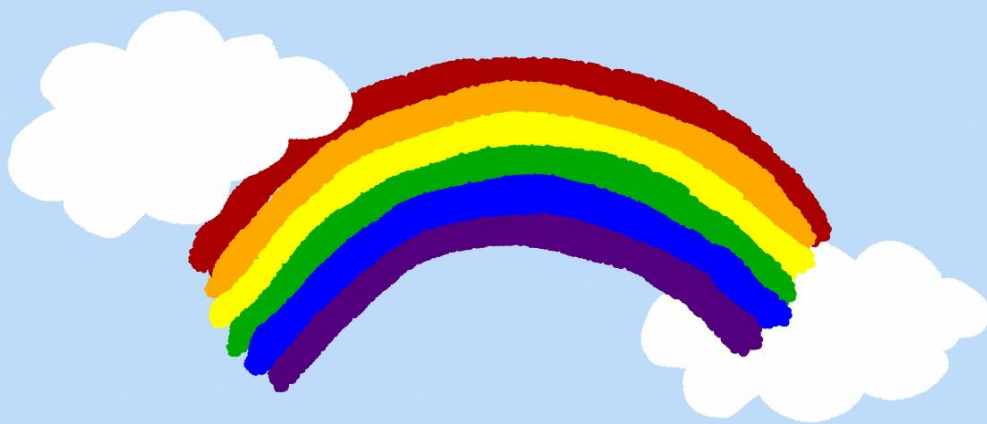
A18. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届を提出するとともに、受領証明書等を返還してください。

Q19

受領証明書等に有効期限はありますか？

A19. 有効期限はありません。





瀬戸内市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の手引き

令和4年10月発行

令和5年10月改定

瀬戸内市ダイバーシティ推進室

701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1

TEL 0869-22-3922

FAX 0869-22-3304

Email diversity@city.setouchi.lg.jp